

水田農業振興緊急整備事業（継続）

【68（92）百万円】

対策のポイント

麦・大豆等の生産の向上に資する耕地の汎用化を促進し、農地の高度利用による農業経営の安定化を図るため、地域の実情に応じて必要な基盤整備を総合的かつ緊急的に実施。

（基盤整備とは）

基盤整備とは、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地や農業用水を良好な営農条件を備えたものに整備することです。

（耕地の汎用化とは）

水田として利用してきた農地を水稲作または畑作のいずれにも利用できるように必要な土地基盤の整備を行うことです。

（農地の高度利用とは）

大型機械の導入や多様な作物の導入等を可能とする条件整備を行い、より生産性の高い農地の利用が可能となることです。

- ・水田の汎用化をはじめとした高度利用の妨げになる農地等の改善を図り、一定以上のまとまりのある効率的な農地を確保します。
- ・高収益な作物の生産、販売が可能となり、安定的で持続的な農業経営の展開が実現します。

政策目標

基盤整備の実施により水稲と畑作物の選択的作付けが可能となった農地における耕地利用率を105%以上に向上させる。

<内容>

水田における麦・大豆等の土地利用型農業の振興を図るため、きめ細かい排水対策等を緊急的に実施します。 【補助率1／2】

<事業実施主体等>

1. 事業実施主体 都道府県
2. 事業実施期間 平成12年度～平成21年度予定（採択期間 平成16年度まで）

【担当】農村振興局農地資源課

柵木・工藤 （03）6744-6277（直）